

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

【正誤】

○ 母子保健法施行細則等の一部を改正する規則の正誤

（県例規集登載）

長寿社会課

道路整備課

”

防災砂防課

県民生活交通課

医薬安全課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年十月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人みわ記念病院

2 所在地

岡山県浅口市金光町佐方八〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人みわ記念病院

2 所在地

岡山県浅口市金光町佐方八〇一

三 廃止年月日

平成二十六年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三一二七一〇一三四

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

平成26年10月17日 岡山県公報 第11628号

◎岡山県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
加賀郡吉備中央町広面字水呑場七五二番一 地先から	加賀郡吉備中央町広面字水呑場七五二番一 地先まで	新	一〇・〇ㄱ 三七・五	一三四〇・〇
加賀郡吉備中央町広面字水呑場七五二番一 地先から	加賀郡吉備中央町広面字妙湯一二九番一 地先まで	旧	九・〇ㄱ 三七・五	一三四〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 井原福山港線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

一 道路の種類 県道
 二 路線名 新見川上線
 三 道路の区域

井原市下稲木町字土取一六九九番三地先から	井原市下稲木町字左り迫一七七四番二地先まで	別	(メートル)	(メートル)
井原市下稲木町字土取一六九九番三地先	井原市下稲木町字左り迫一七七四番二地先まで	新	一一・〇〇 三一・〇〇	五二五・〇〇
井原市下稲木町字左り迫一七七四番二地先	井原市下稲木町字左り迫一七七四番二地先まで	旧	八・〇〇 一六・〇〇	五二五・〇〇

新見市石蟹字サガリ場一一一六番二地先から	新見市石蟹字リンノウヒラ一一一〇番四地先を経て	新見市石蟹字サガリ場一一一六番二地先から	新見市石蟹字リンノウヒラ一一一〇番四地先を経て	新見市石蟹字サガリ場一一一六番二地先から	新見市石蟹字リンノウヒラ一一一〇番四地先を経て	別	新旧	幅員	延長
新見市石蟹字サガリ場一一一六番二地先	新見市石蟹字リンノウヒラ一一一〇番四地先を経て	新見市石蟹字サガリ場一一一六番二地先	新見市石蟹字リンノウヒラ一一一〇番四地先を経て	新見市石蟹字サガリ場一一一六番二地先	新見市石蟹字リンノウヒラ一一一〇番四地先を経て	新		一一・五〇 八一・〇〇	一〇八三・一
新見市石蟹字サガリ場一一一六番二地先	新見市石蟹字リンノウヒラ一一一〇番四地先を経て	新見市石蟹字サガリ場一一一六番二地先	新見市石蟹字リンノウヒラ一一一〇番四地先を経て	新見市石蟹字サガリ場一一一六番二地先	新見市石蟹字リンノウヒラ一一一〇番四地先を経て	旧		一七・五〇 八一・〇〇	一〇八三・一

新見市石蟹字サガリ場一一六番二地先 から 新見市哲多町花木字畑山二番一地先まで	新見市哲多町花木字畑山二番一地先まで
旧	
二八・四	四・三 〽
一七三・八	

平成26年10月17日 岡山県公報 第11628号

◎岡山県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	一般国道	道路の路線名	区間	供用開始年月日
県道		井原福山港線	井原市下稲木町字土取一六九九番三地先から井原市下稲木町字左リ迫一七七四番二地先まで	平成二十六年十月十七日
			加賀郡吉備中央町広面字水呑場七五二番一地先から加賀郡吉備中央町広面字妙湯一二九番一地先まで	

◎岡山県告示第五百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

八池地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱十号から十九号までを順次結んだ線及び標柱十号と十九号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県小田郡矢掛町江良字池ノ内四一四番	四一四番	一号及び二号
〃	四一二番一	三号
〃	四一五番二	四号から六号まで
〃	四三二番	七号、十号及び十一号
〃	四三四番	八号及び九号
〃	四二二番二	十二号
〃	四二四番二	十三号及び十四号
〃	四二五番	十五号
〃	七九三番	十六号及び十七号
〃	七九二番	十八号
〃	四二七番	十九号

〔四五七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年十月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人太陽の会

三 代表者の氏名

原田 芳子

四 主たる事務所の所在地

井原市井原町一六六五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉の普及啓発による理解の促進、地域における社会参加の支援に関する事業の推進及び障害者の社会復帰の促進を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、特定非営利活動に係る事業の種類、役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

(三二) 平成二十六年十月三日付け(号外)公布母子保健法施行細則等の一部を改正する規則(岡山県規則第五十九号)に誤りがあった。

頁・行	四・終わりから十
誤	承認書
正	承認書